

会計と税務の関係についての力学的イメージ

田村 威文

1. はじめに
2. 準備作業
3. 会計と税務の制度的関係
4. 逆基準性
5. 税効果会計
6. おわりに

1. はじめに

企業における会計と税務の間には深い関係がある。筆者は会計と税務の関係を力学的な観点からとらえたいと考えているが、本格的な考察をするための1つのステップとして、本稿では会計と税務の関係について力学的なイメージ化をこころみる。本稿の第1の目的は、会計と税務の関係を図で示すことである。第2の目的は、会計・税務に作用する力について、解釈を行うことである。

世の中にはあらゆる制度が存在するが、制度には様々な力が働いている。その結果、制度はある状況に落ち着くこともあれば、変化することもある。実務は、ある制度を前提として営まれるが、実務にもまた様々な力が働いている。このようなことは会計・税務にもあてはまる。会計と税務は社会的な制度として存在し、会計・税務の実務はその制度を前提として営まれる。そして、会計制度・税務制度、会計実務・税務実務には様々な力が働いている。

本稿のあらましであるが、2では検討に入る前の準備作業を行う。3から5で具体的な検討を行うが、3では会計と税務の制度面での結びつき、4では逆基準性、5では税効果会計という論点をとりあげる。なお、3から5においては、力学の初歩的な設定を行ったうえで、会計・税務に即した解釈を行う、という手順をとる。

2. 準備作業

本節では、会計と税務の関係について力学的なイメージ化をはかるための、準備作業を行う。

力学のテキストなどでは、床の上に物体を置く、複数の物体を糸で結ぶなど、多様な図が掲載されている。

2.1 同一レベルと異なるレベル

2つの物体が存在する場合、同一レベルのこともあれば、異なるレベルのこともある¹⁾。同一レベルの例として、「2つの物体が糸かバネで結ばれている」ということがある。また、異なるレベルの例として、「ある物体の上に別の物体がのっている」ということがある。

本稿は会計と税務の関係について、制度と実務の両方を扱う。「制度と制度」「実務と実務」は同一レベルであり、図1・図2のように示される²⁾。それに対し、「制度と実務」は異なるレベルであり、図3のように示される。

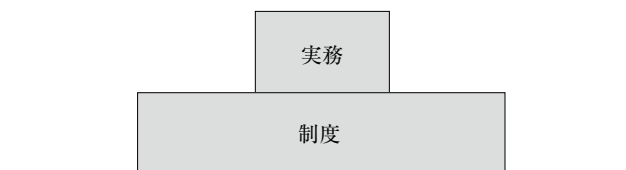
図1 同一レベル（制度）



図2 同一レベル（実務）



図3 異なるレベル



2.2 制度と実務の二層構造

制度は「社会」において形成される。制度は不変というわけではなく、変化することがある。一方、実務は「個別経済主体」によって営まれる。実務は制度を前提として行われるが、かりに制度が変化したとしても、実務は制度に完全に連動するわけではない。制度と実務は二層構造としてとらえるのが適切である。

1) 「レベル」という言葉は、筆者が便宜的に使用したものである。

2) ここでは両者を糸で結んでいるものとした。

図4 「制度」と「2つの実務」

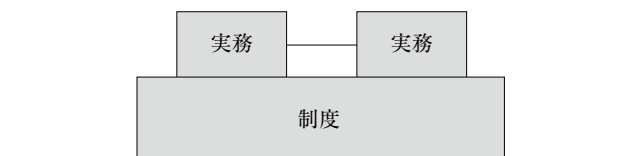
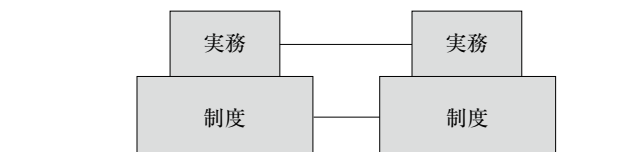


図5 「2つの制度」と「2つの実務」



制度（会計制度と税務制度）と実務（会計実務と税務実務）について、「制度」と「2つの実務」を考慮すると図4のようになる。また、「2つの制度」と「2つの実務」を考慮すると図5のようになる。

2.3 2つの物体を結ぶもの

2つの物体を何かで結びつけるという状況を考える。力学のテキストなどでは、糸およびバネがしばしば使用される。糸には伸びないという特徴が、バネには伸びるが復元力を有するという特徴がある。ここでは制度と制度、実務と実務という「同一レベル」に議論を限定する。会計と税務の接近という点については、「会計制度と税務制度の接近」という制度面と、「会計利益と課税所得の接近」という実務面がある³⁾。

まず制度面であるが、会計制度と税務制度の間は力学的な設定としては、糸とバネのどちらで結びつけるのが適切だろうか。かりに、会計制度と税務制度が糸で結ばれていると、距離の上限が決まる。糸はたるんでもいいので、会計制度と税務制度の距離は上限以下であれば問題ない。ここで、糸の張力がプラスの値になっていれば、会計制度と税務制度の距離は上限であることを意味する。ただ、後述するように、平成10年以前とそれ以降では、会計制度と税務制度の距離は異なっている。糸では距離の変化を説明することは難しいため、会計制度と税務制度の間はバネで結ぶことにする。

次に実務面としての会計利益と課税所得をとりあげる。企業活動にかかる「事実」が一定であっても、企業には会計利益について選択の余地がある。ただし、企業による会計利益の選択は全く自由というわけではない。長期的には会計利益の合計と営業キャッシュ・フローの合計は等

3) 会計と税務の関係は（ア）会計と税務の距離、（イ）会計と税務の位置関係、として整理することができる。田村（2006）242頁。

しくなる。ここで、営業キャッシュ・フローが企業活動に関する「事実」をあらわすと想定し、この事実が一定であるとすれば、会計利益には上限と下限が存在すると考えられる。一方、課税所得についても企業には選択の余地がある。ただし、企業は課税所得を自由に選択できるわけではなく、課税所得にも上限と下限が存在すると考えられる。これらのことから、会計利益と課税所得の距離については上限が存在すると考えるのが適切である⁴⁾。

さて、会計利益と課税所得が接近した場合、バネが自然長より短くなったときのように、両者が離れる方向での復元力は存在するのだろうか。企業は「会計利益を大きくしたい」⁵⁾「課税所得を小さくしたい」と考えることが多い。ただし、これは会計利益および課税所得それ自体が、両者の接近を阻むものではない。かりに、企業が会計を無視して税務のことだけを考えるならば、「会計利益と課税所得を接近させたまま、課税所得を小さくする」という状況が生じうる。また、企業が税務を無視して会計のことだけを考えるならば、「会計利益と課税所得を接近させたまま、会計利益を大きくする」という状況が生じうる。そこで、会計利益と課税所得の距離を拡大しようとする復元力は考慮しないこととし⁶⁾、会計利益と課税所得の間は糸で結ぶことにする。

3. 会計と税務の制度的関係

以下では、会計と税務の関係についての個別論点をとりあげる。本節では「会計制度と税務制度の関係」という制度面を検討する。なお、力学は静力学と動力学に分類されるが、3と4では静力学、5では動力学の考え方をを用いる。

わが国の制度面での状況は平成10年の前後で大きく異なる。平成10年以前は会計制度と税務制度がかなり密接に結びついていた。そこでは「会計制度と税務制度をできるだけ調整する」という考え方が存在した。その際、税法の影響は税務制度にとどまらず、会計制度にも及んでいた。会計は実態開示を目的としていたものの、そのことが会計制度にそれほど強くあらわれてはいなかった。ただ、平成10年頃から、会計においては会計基準のコンバージェンスの一貫として、新会計基準が次々と公表され、そのことは「会計ビッグバン」とよばれた。また、税務においては課税ベースの拡大をはかる方向での税制改正が行われた。その結果、平成10年以降は会計制度と税務制度の結びつきが緩和された。

4) 田村 (2011) 220-221頁。

5) 1期間だけを考える場合、「会計利益を大きくしたい」という想定は自然なものである。ただし、多期間を考える場合はアクルーアルの反転が生じるため、ある期の会計利益を減少させようとするところがある。例えばHealy (1985)を参照。

6) 考慮しないのは復元力である。重力によって会計利益と課税所得の距離が拡大する点は考慮する。

3.1 力学的な設定

図6のように、床の上に2つの壁と物体A・物体Bを置く。2つの壁は床に固定する。「左の壁と物体Aの間」「物体Bと右の壁の間」および「物体Aと物体Bの間」はバネで結び、それぞれバネ1、バネ2、バネ3とよぶ。物体Aの質量は m_1 、物体Bの質量は m_2 である。なお、本稿を通じて重力加速度は g とする。

物体Aに働く力は図7、物体Bに働く力は図8のようになる。また、床に働く力は図9・図10のようになるが、ここでは物体Aと物体Bに対応する部分を分けて示している。物体Aの重力は m_1g 、物体Bの重力は m_2g である。図7の N_1 は物体Aが床から受ける垂直抗力、図8の N_2 は物体Bが床から受ける垂直抗力である。「床が物体に及ぼす力」と「物体が床に及ぼす力」は作用・反作用の法則の関係にあり、図9・図10では床に垂直抗力 N_1 と N_2 が生じている。

バネ1、バネ2、バネ3について、自然長を \bar{x}_1 、 \bar{x}_2 、 \bar{x}_3 、つりあっている状態での長さを x_1 、

図6 会計と税務の制度的関係

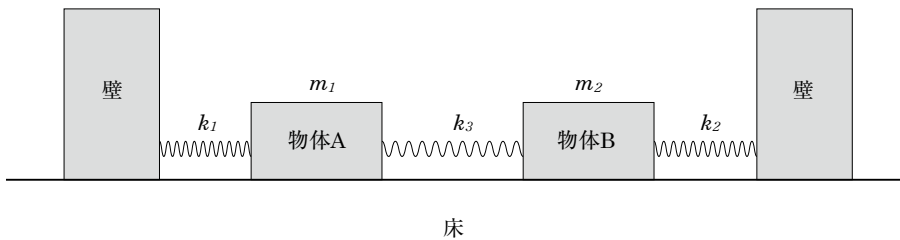


図7 会計制度に働く力

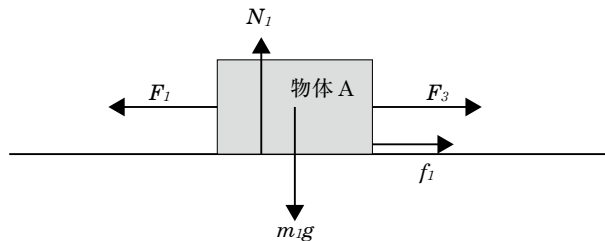


図8 税務制度に働く力

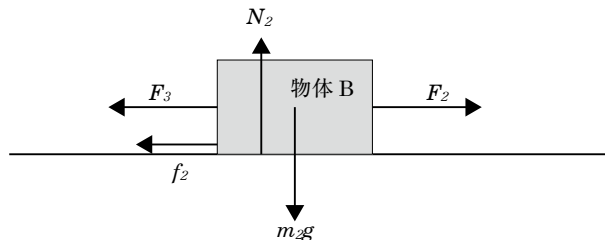


図9 社会に働く力（会計制度に対応する部分）

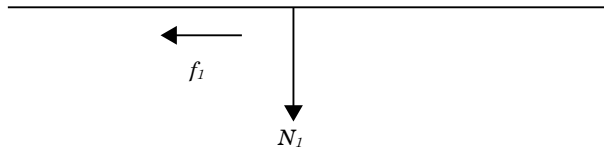
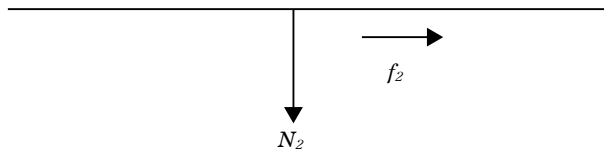


図10 社会に働く力（税務制度に対応する部分）



x_2 , x_3 , ばね定数を k_1 , k_2 , k_3 とする. 図7・図8においてバネ1, バネ2, バネ3の復元力は F_1 , F_2 , F_3 であり, その大きさは次のとおりである.

$$F_1 = k_1(x_1 - \bar{x}_1)$$

$$F_2 = k_2(x_2 - \bar{x}_2)$$

$$F_3 = k_3(x_3 - \bar{x}_3)$$

図7の f_1 は物体Aの移動を妨げる摩擦力, 図8の f_2 は物体Bの移動を妨げる摩擦力である. 作用・反作用の法則により, 床には同じ大きさで向きが反対の摩擦力が働くが, そのことは図9・図10に f_1 および f_2 として示されている. なお, 物体A・物体B・床に働く摩擦力の向きは, 図示したものと反対になることもありうる.

さて, 静力学の場合, 水平方向と垂直方向のいずれにおいても, 力がつりあっている必要がある. 物体Aのつりあいの式は次のようになる.

$$N_1 = m_1 g$$

$$F_3 + f_1 = F_1$$

また, 物体Bのつりあいの式は次のようになる.

$$N_2 = m_2 g$$

$$F_2 = F_3 + f_2$$

3.2 会計・税務に即した解釈

3.1の設定を会計・税務に即して解釈する. 図6において, 床は社会, 左の壁は金融商品取引法

(以下、金商法とよぶ)⁷⁾、物体 A は会計制度、物体 B は税務制度、右の壁は法人税法に相当する。会計制度に働く力は図 7、税務制度に働く力は図 8、社会に働く力は図 9・図 10のとおりである。

重力は各制度が社会に及ぼす力、換言すると、各制度が社会に根をおろしている程度をあらわす。図 7 の m_1g は会計制度の社会的な存在感、図 8 の m_2g は税務制度の社会的な存在感を意味する。制度が安定しているときは、水平方向および垂直方向が釣りあっている。水平方向について、図 6 の会計制度と税務制度の距離および位置関係は、3 本のバネの相対的な強さで決まる。制度が安定している状況において、制度が変化するのは、制度に働く力が最大静止摩擦力を超える場合である。

制度に働く垂直抗力は、制度が社会から支えられている力、換言すると、制度が社会から信任されている程度をあらわす。図 7 の N_1 は会計制度が社会から支えられている程度、図 8 の N_2 は税務制度が社会から支えられている程度を示す。なお、「社会が制度に及ぼす力」と「制度が社会に及ぼす力」は作用・反作用の法則の関係にある。そのため、社会にも垂直抗力が働く。図 9 の N_1 は会計制度が社会に及ぼす影響力、図 10 の N_2 は税務制度が社会に及ぼす影響力である。

会計制度の目的は企業の実態開示、税務制度の目的は公平な課税であって、両制度の目的は異なる。かりに税務制度が存在せず、会計制度だけが存在していれば、会計制度は金商法に近接して、その目的を貫徹する。また会計制度が存在せず、税務制度だけが存在していれば、税務制度は法人税法に近接して、その目的を貫徹する。しかし、実際には会計制度と税務制度が併存し、両制度の結びつきから、会計制度と税務制度はそれぞれの目的を貫くことはできなくなっている。会計制度は金商法から離れ、また税務制度は法人税法から離れている。このように考えると、図 7 の F_1 は会計制度に金商法の考え方を達成させようとする力、図 8 の F_2 は税務制度に法人税法の考え方を達成させようとする力であると解釈できる。

さて企業では、会計計算について様々な手続上のコストが発生する。税務計算についても同様にコストが発生する。ここで、会計と税務の結びつきが強くなればなるほど、会計と税務の共通部分は多くなり、両方を合わせた企業の計算コストは低下する。例として、会計と税務の間で減価償却方法が異なると、企業は固定資産台帳で 2 種類のデータを管理する必要があるが、同じ方法であれば 1 つですむ⁸⁾。このように考えると、図 7 および図 8 における F_3 は「会計と税務の二重計算を行うことによるコストの増大」を制度的に避けようとする程度であるといえる。

図 7 の f_1 は会計制度を変更することへの抵抗力、図 8 の f_2 は税務制度を変更することへの抵抗力である。重力すなわち制度が社会に根を下ろしている程度が大きいと、垂直方向のつりあいの式から、垂直抗力すなわち制度が社会から信任されている程度は大きい。最大静止摩擦力は垂直

7) 2007年以前の名称は証券取引法であった。

8) 田村 (2011) 216-217頁。

抗力に比例するので、その場合は最大静止摩擦力が大きくなり、制度は変化しにくくなる。このような状況で、会計制度あるいは税務制度を無理に動かすと、社会そのものを動かしてしまう可能性がある。会計制度と税務制度は社会を構成する部分システムであるが、部分システムが社会全体をゆがめることにもなる。

図6において、平成10年以前は、会計制度と税務制度の距離はかなり小さかった。位置関係としては、税務制度は法人税法とかなり近かったのに対し、会計制度は金商法にそれほど近くはなかった。しかし、平成10年以降、会計制度と税務制度の距離は拡大した。税務制度は法人税法にさらに近づき、会計制度は金商法に大きく近づいた。この状況変化についてはバネ定数が変わったといえる。 k_1 は大きく上昇し、 k_2 も若干上昇した。また、 k_3 は低下した。

4. 逆基準性

法人税法74条は「内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない」と規定している。このことは確定決算主義とよばれる。確定決算主義は会計上の判断を重視する方法であり、損金経理要件もそこに含まれる。損金経理とは、確定した決算において費用または損失として経理することである。

確定決算主義は税務が会計に依存するかたちをとる。しかし、実際には税法規定が会計処理を拘束するという逆基準性が生じる。固定資産の減価償却を例にとると、減価償却費を税務上損金算入するには、会計上でも費用または損失として計上する必要がある。減価償却費の計上について、会計上での費用性の有無の判断を税務上も受け入れるというのがその理由である。損金経理要件が存在するため、会計上で妥当と考えられる減価償却費が税務上の償却限度額を下回る場合でも、税務上の恩典を受けるため、会計上の減価償却費を税務上の償却限度額まで計上するという事態が生じる⁹⁾。

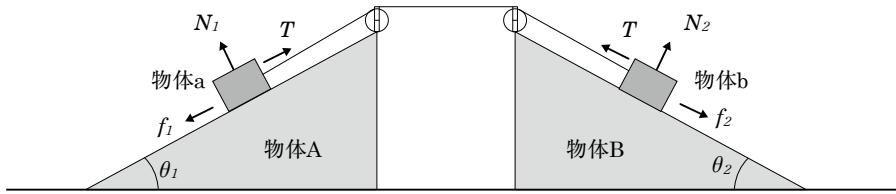
4.1 力学的な設定

ここでは3.1の設定をもとにして、そこに修正を加える。物体Aと物体Bの上部は斜面であって、斜面の角度はそれぞれ θ_1 と θ_2 である。物体Aの上に物体a、物体Bの上に物体bを置き、物体aと物体bを軽い糸で結ぶ。この設定は図11のようになる。物体aの質量は m_1 、物体bの質量は m_2 である。

図11において、 N_1 は物体Aが物体aを押す垂直抗力、 N_2 は物体Bが物体bを押す垂直抗力で

9) 田村(2006)14-16頁。ただし、内容を一部修正している。

図11 逆基準性



ある。 T は物体 a と物体 b を結ぶ糸の張力である。また、 f_1 は物体 a の移動を妨げる摩擦力、 f_2 は物体 b の移動を妨げる摩擦力である。なお、図11では便宜上、 f_1 と f_2 を斜面にそって下向きに描いているが、上向き・下向きのいずれもありうる¹⁰⁾。

静力学の場合、斜面に対して平行な方向と垂直な方向のいずれについても、力が釣りあっている必要がある。物体 a のつりあいの式は次のようになる。

$$m_1 g \sin \theta_1 + f_1 = T$$

$$N_1 = m_1 g \cos \theta_1$$

また、物体 b のつりあいの式は次のようになる。

$$m_2 g \sin \theta_2 + f_2 = T$$

$$N_2 = m_2 g \cos \theta_2$$

4.2 会計・税務に即した解釈

4.1の設定を会計・税務的に解釈する。企業は会計利益を増大させたいと考え、また税引後キャッシュ・フローを増大させたいと考える。図11において、物体 a は会計利益、物体 b は税引後キャッシュ・フローに相当し、それらは下にいくほど大きくなる。 m_1 は企業が会計利益を増大させたいと考える強さ、 m_2 は企業が税引後キャッシュ・フローを増大させたいと考える強さである。 m_1 と m_2 は各企業の特徴であり、その値は企業によって異なる。それに対し、 θ_1 は「会計利益の増加のしやすさ」という会計制度の特徴、 θ_2 は「課税所得の減少のしやすさ」という税務制度の特徴であり、その値は企業を問わず共通である。

図11で、物体 a に働く垂直抗力は会計実務が会計制度から支えられている力、物体 b に働く垂直抗力は税務実務が税務制度から支えられている力である。糸の張力 T であるが、物体 a に働くものは「税引後キャッシュ・フローを増大させるために、会計利益を減少させようとする力」で

10) 作用・反作用の法則により、物体 A・物体 B にも垂直抗力および摩擦力が働くが、説明は省略している。

ある。また、物体bに働くものは「会計利益を増大させるために、税引後キャッシュ・フローを減少させようとする力」である。なお、糸の長さは「会計利益と課税所得の距離」に関する束縛条件をもたらす。ここで、会計基準および税法規定が存在するため、企業が会計利益あるいは課税所得を操作するにはコストが生じる。 f_1 は利益操作のコスト、 f_2 は課税所得操作のコストにつながる。

さて、逆基準性についてはどのような理解が可能であろうか。損金経理要件があるため、税務上で損金算入するには会計上で費用計上する必要がある。税引後キャッシュ・フローを増大させるために会計上の費用を計上するならば、会計利益は減少する。図11で物体aと物体bの動きが直結することは、この点を示している。多くの企業では m_2 が m_1 よりも大きく、物体bは物体Bの斜面の下方に位置しやすい状況にあった。企業は課税所得の最小化をまず重視し、会計利益と課税所得の距離についての束縛条件のもと、会計利益の位置を決めたといえる。

会計制度と税務制度の関係は平成10年以降、新会計基準の設定および法人税法の改正により、状況に変化が生じた。これは図11において、(ア)物体Aと物体Bの距離の増大、(イ)物体aと物体bをつなぐ糸の長さの増大、(ウ)斜面の角度の変更、が同時に生じたと解釈できる。(ア)は制度面での結びつきの緩和であり、それに合わせて、束縛条件の変化である(イ)が生じた。(ア)と(イ)により、会計利益と課税所得の差は拡大した。(ウ)について、 θ_1 の値は低下したが、これは会計基準が整備されたことにより、会計利益を増大させることが困難になったことを意味する。また、 θ_2 も低下したが、それは課税ベースの拡大がはかられたことによる。

5. 税効果会計

平成10年以降の会計基準の新設、法人税法の改正により、会計制度と税務制度は大きく乖離した。会計利益と課税所得の差異が拡大すると、税引前当期純利益・法人税等・当期純利益の3つの関係は歪んだものになるが、その点については税効果会計で調整することとし、1998年に「税効果会計に係る会計基準」が公表された。わが国では税効果会計は、以前は連結財務諸表においてのみ任意適用されてきたが、現在では個別・連結とも適用が義務づけられている。税効果会計は、会計上の収益・費用と税務上の益金・損金の認識時点の相違などにより、会計上の資産・負債の額と税務上の資産・負債の額に相違がある場合、法人税等の額を会計上で適切に期間配分する手続である¹¹⁾。

11) 田村(2006)29-30頁。

5.1 力学的な設定（定滑車）

以下の設定は、前節までとは全く別のものである。物体A・物体Bおよび定滑車を図12のように設置する。Aの質量は $2m$ 、Bの質量は $3m$ で、それらの間は軽い糸で結んでいる。定滑車は軽く滑らかに動く。初期状態では、A・Bが停止するように手で支えている。

A・Bを支えるのを一斉にやめた場合を考える。A・Bの加速度を、下向きをプラスとして、それぞれ a 、 β とおく。また、糸の張力を T とおく。A・Bの運動方程式は次のようになる。

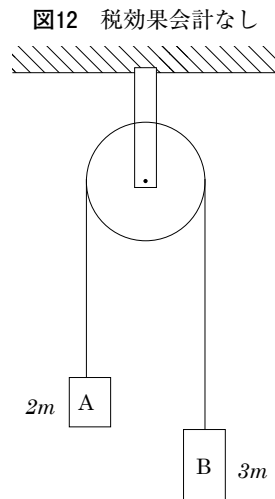
$$A: 2ma = 2mg - T$$

$$B: 3m\beta = 3mg - T$$

糸の長さは不変であることから、「Aの加速度 $= -$ (Bの加速度)」という束縛条件が存在する。

$$a = -\beta$$

連立方程式を解くと、Aの加速度は $-(1/5)g$ 、Bの加速度は $(1/5)g$ となる¹²⁾。



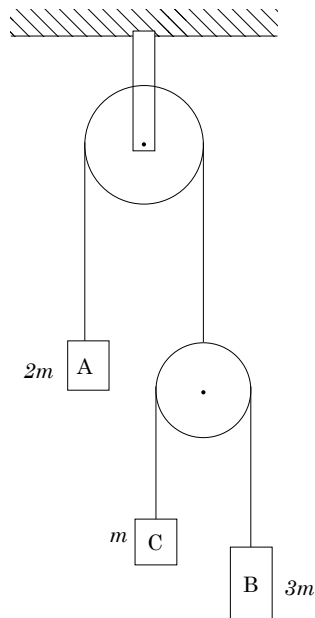
5.2 力学的な設定（定滑車と動滑車）

次に物体Cと動滑車を加えて、図13のように設置する。Cの質量は m である。Aと動滑車の間、および、BとCの間は軽い糸で結んでいる。動滑車は軽く滑らかに動く。初期状態では、A・B・Cと動滑車が停止するように手で支えている。

A・B・Cと動滑車を支えるのを一斉にやめた場合を考える。A・B・Cの加速度をそれぞれ a 、 β 、

12) 糸の張力は $(12/5)mg$ である。

図13 税効果会計あり



γ , 動滑車の加速度を δ とおく. A と動滑車を結ぶ糸を「糸1」, B と C を結ぶ糸を「糸2」とよび, 糸1の張力を T_1 , 糸2の張力を T_2 とおく. A・B・C および動滑車の運動方程式は次のようになる.

$$A: 2ma = 2mg - T_1$$

$$B: 3m\beta = 3mg - T_2$$

$$C: m\gamma = mg - T_2$$

$$\text{動滑車: } 0 \cdot \delta = 2T_2 - T_1$$

糸1の長さは不変であることから, 天井から眺めた場合に「動滑車の加速度 = -(Aの加速度)」となる束縛条件が存在する.

$$\delta = -a$$

また, 糸2の長さは不変であることから, 動滑車の位置から眺めた場合に「Bの相対加速度 = -(Cの相対加速度)」となる束縛条件が存在する.

$$\beta - \delta = -(\gamma - \delta)$$

連立方程式を解くと, Aの加速度は $-(1/5)g$, Bの加速度は $(3/5)g$, Cの加速度は $-(1/5)g$ となる¹³⁾.

5.3 会計・税務に即した解釈

5.1および5.2について、会計・税務に即した解釈をこころみる。ここでは、会計上の減価償却費を税務上の償却限度額を超えて計上する、いわゆる「有税償却」をとりあげる。有税償却は課税所得の大きさには影響を及ぼさない。

5.1は税効果会計が導入されていないケースであり、図12のAは会計利益、Bは会計上の減価償却費に相当する。Bの質量は、企業が何らかの理由により、会計上の減価償却費を増大させようとする動機の強さをあらわす。税効果会計が導入されていない場合、会計上の減価償却費の大きさと会計利益の大きさは連動する。図12ではAとBの動きは直結している。

次に、5.2は税効果会計が導入されているケースである。Cは法人税等調整額（これは繰延税金資産につながる）に相当する。税効果会計が導入されている場合、会計上の減価償却費の大きさと会計利益の大きさは連動しなくなる。図13ではAとBの動きは直結していない。

5.1と5.2を比較すると、Aの加速度は $-(1/5)g$ で等しい。しかし、Bの加速度は5.1では $(1/5)g$ であるのに対し、5.2では $(3/5)g$ である。会計利益は同じであるにもかかわらず、5.2の方が会計上の減価償却費が計上されやすい状況にある。5.2では税務上の加算項目（一時差異）だけ会計利益は減少するものの、税効果会計の適用により、一時差異の実効税率の分だけ繰延税金資産が計上され、純利益は回復する¹⁴⁾。

税効果会計が導入されている場合、有税償却を行っても「課税所得が増加する」という意味で、税務上で不利になることはない。「会計利益が減少する」という意味で、会計上で不利になるとしても、その一部は緩和されている。5.2のケースは、税効果会計が導入されていると、そうでない場合よりも有税償却を積極的に行うという企業の行動を示している。

6. おわりに

本稿では会計と税務の関係というテーマにおいて、制度面と実務面の両方を取りあげ、力学的な観点からイメージ化をはかった。会計と税務の関係を図で示し、会計・税務に作用する力について解釈をこころみた。本稿は、何か新たな結論を導き出すということを目的としたものではなく、力学的に表現するという点に重きをおいた。なお、本稿で示した図および解釈が「例示」であることはいうまでもない。このような見方がありうるということを示したにすぎない。

本稿は今後の研究のためのスケッチという位置づけである。本稿ではごく簡単な数式は示したものの、それを用いた深い議論などは行っていない。今後の研究において、より発展的な議論を展開していきたい。

13) 動滑車の加速度は $(1/5)g$ 、糸1の張力は $(12/5)mg$ 、糸2の張力は $(6/5)mg$ である。

14) 日本の場合は損金算入要件があるため、制度的に繰延税金資産が生じやすい状況にある。

参考文献

- 金子宏 (2016), 『租税法 (第21版)』, 弘文堂.
- 田村威文 (2006), 『わが国における会計と税務の関係』, 清文社.
- 田村威文 (2011), 『ゲーム理論で考える企業会計—会計操作・会計規制・会計制度』, 中央経済社.
- 田村威文 (2018), 「利益操作についての力学的イメージ」, 『経済学論纂』 第58巻第2号
- 富岡幸雄 (1985), 『税務会計学 (第5版)』, 森山書店.
- 兵頭俊夫 (2001), 『考える力学』, 学術図書出版社.
- Healy, P. M. (1985) "The Effect of Bonus Schemes on Accounting Decisions," *Journal of Accounting and Economics* 7, pp. 85-107.

(中央大学経済学部教授)